

昭和四十七年大蔵省令第四十二号

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令
沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律及び沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令に基づき、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令を次のように定める。

目次

第一章 内国税
第一節 所得税（第一条～第七条の三）
第二節 法人税（第八条～第十三条の三）
第三節 相続税等（第十二条～第十五条）
第四節 間接税等（第十六条～第十七条の三）
第二章 関税等（第三十九条～第四十二条）
第三章 税理士及び通関業等
第一章 内国税
第一節 税理士関係（第四十三条～第四十八条）
第二節 通関業関係（第四十九条）
第三節 税関貨物取扱人等に対する給付金關係等（第五十条～第五十五条）

附則

（国家公務員等の課税に関する経過措置）
第一条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号。以下「法」という。）第七十三条第二項に規定する布令適用者には、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三条第一項の規定の適用を受ける者を含まないものとする。
（青色申告に係る届出に関する経過措置）
第二条 法の施行の日（以下本則において「施行日」という。）において不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を當む法第七十三条第一項に規定する沖縄居住者（以下次節までにおいて「沖縄居住者」という。）の昭和四十七年分以後の各年分の所得税については、その者は、同日において当該業務を開始したものとみなして、所得税法第五十七条第二項及び第百四十四条並びに所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第一百九十七条の規定を適用する。
（青色申告者の備え付けるべき帳簿書類に関する経過措置）
第三条 沖縄居住者の昭和四十七年分及び昭和四十八年分の所得税に係る所得税法施行規則（昭

和四十年大蔵省令第十一号）第五十六条第二項の規定の適用については、沖縄の所得税法（千九百五十二年立法第四十四号。以下「沖縄所得税法」という。）の規定による所得税の課された年度はその年度開始の日の属する年とする。（沖縄非居住者の青色申告に係る届出等に関する経過措置）

第四条 前二条の規定は、法第七十三条第五項に規定する沖縄非居住者の所得税について準用する。

第五条 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第二百五十一号。以下「令」という。）第二十二条第一項に規定する期間内における同項の支払で第一項に規定する退職手当等に係るものにつき同法第四編第五章の規定により徴収される所得税の額は、同法第八十三条又は第二百九十九条の規定により徴収される所得税の額から前号に掲げる源泉徴収に係る経過措置）

第六条 令第二十二条第一項の規定による還付の請求をした沖縄居住者は、その請求をした後昭和四十七年中の支給に係る退職手当等について所得税法第二百三十三条第四項に規定する退職所得の受給に関する申告書又は確定申告書を提出する場合には、これらの申告書に記載すべき事項のほか、当該還付の請求をした旨及び前項第六号に掲げる金額をこれらの申告書に附記しなければならない。（納税準備預金の利子に関する経過措置）

第七条 法第七十四条第二項の規定により法律としての効力を有することとされる沖縄の租税特別措置法（千九百五十四年立法第三十七号。以下「沖縄租税特別措置法」という。）第二条の規定の適用については、同条中「当該預金又は貯金の利子の計算期間が一年以上であるものに係る利子で一九七五年六月三十日後に支払期が到来するものの金額のうち同日までの期間に対応する部分の金額を含む。」とあるのは、「及び所得税法第六条第七号に掲げる利子」と読み替えるものとする。（沖縄の区域内にある土地の位置境界の明確化等に伴う譲渡所得の課税の特例に関する証明書）

第七条の二 令第三十四条の二第二項に規定する（沖縄法人が合併した場合の経過措置）
第八条 沖縄法人（法第七十六条第一項に規定する沖縄法人をいう。以下同じ。）が施行日以後に合併する場合における合併法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十一号に規定する合併法人をいう。以下同じ。）に係る法第七十六条及び第七十七条並びに令第三章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 沖縄法人と沖縄法人との合併による合併法人については、沖縄法人に該当するものとする。
二 沖縄法人と沖縄法人以外の法人との合併による合併法人で当該合併後存続する法人が沖縄法人であるものについては、沖縄法人に該当するものとする。

三 沖縄法人と沖縄法人以外の法人との合併による合併法人で当該合併後存続する法人が沖

和四十一年大蔵省令第五十三条の規定により徴収された所得税の額及びその徴収の年月日は、（沖縄非居住者の青色申告に係る届出等に関する経過措置）

四 退職手当等の額及びその退職手当等に係る沖縄所得税法第五十三条第一項に規定する退職所得の特別控除額の計算の基礎となつた勤続年数その他の該当退職所得の特別控除額の計算の基礎となるべき事項

五 当該退職手当等につき所得税法第二百一条及び第二百一条の規定を適用した場合における所得税の額

六 第三号に掲げる所得税の額から前号に掲げる所得税の額を控除した残額のうち還付を受けようとする金額

七 その他参考となるべき事項
3 令第二十二条第一項の規定による還付の請求をした沖縄居住者は、その請求をした後昭和四十七年中の支給に係る退職手当等について所得税法第二百三十三条第四項に規定する退職所得の受給に関する申告書又は確定申告書を提出する場合には、これらの申告書に記載すべき事項のほか、当該還付の請求をした旨及び前項第六号に掲げる金額をこれらの申告書に附記しなければならない。（納税準備預金の利子に関する経過措置）

第七条 法第七十四条第二項の規定により法律としての効力を有することとされる沖縄の租税特別措置法（千九百五十四年立法第三十七号。以下「沖縄租税特別措置法」という。）第二条の規定の適用については、同条中「当該預金又は貯金の利子の計算期間が一年以上であるものに係る利子で一九七五年六月三十日後に支払期が到来するものの金額のうち同日までの期間に対応する部分の金額を含む。」とあるのは、「及び所得税法第六条第七号に掲げる利子」と読み替えるものとする。（沖縄の区域内にある土地の位置境界の明確化等に伴う譲渡所得の課税の特例に関する証明書）

第七条の三 令第三十四条の三第二項に規定する（沖縄の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）第二十条に規定する買取りの申出又は同法第二十一条に規定するあつせんにより行われたものでのある旨）

三 当該譲渡が沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）第二十条に規定する買取りの申出又は同法第二十一条に規定するあつせんにより行われたものでのある旨

二 二第一項に規定する位置境界不明地域内の各筆の土地につき同項に規定する書面によりその位置境界が明らかとなつた日の年月日及び当該土地につき同項に規定する国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第五項の規定による指定があつた日の年月日又は当該譲渡をした日において当該指定が行われていない場合にはその旨

筆の土地又は当該明らかとなつた土地の上に存する権利若しくは建物（その附属設備を含む。）若しくは構築物である旨

二 二第一項に規定する位置境界不明地域内の各筆の土地につき同項に規定する書面によりその位置境界が明らかとなつた日の年月日及び当該土地につき同項に規定する国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第五項の規定による指定があつた日の年月日又は当該譲渡をした日において当該指定が行われていない場合にはその旨

三 当該譲渡が沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）第二十条に規定する買取りの申出又は同法第二十一条に規定するあつせんにより行われたものでのある旨

四 二第一項に規定する位置境界不明地域内の各筆の土地につき同項に規定する書面によりその位置境界が明らかとなつた日の年月日及び当該土地につき同項に規定する国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第五項の規定による指定があつた日の年月日又は当該譲渡をした日において当該指定が行われていない場合にはその旨

（沖縄法人が合併した場合の経過措置）
第八条 沖縄法人（法第七十六条第一項に規定する沖縄法人をいう。以下同じ。）が施行日以後に合併する場合における合併法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十一号に規定する合併法人をいう。以下同じ。）に係る法第七十六条及び第七十七条並びに令第三章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 沖縄法人と沖縄法人との合併による合併法人については、沖縄法人に該当するものとする。
二 沖縄法人と沖縄法人以外の法人との合併による合併法人で当該合併後存続する法人が沖縄法人であるものについては、沖縄法人に該当するものとする。

三 沖縄法人と沖縄法人以外の法人との合併による合併法人で当該合併後存続する法人が沖

に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値とする。ただし、当該数値が明らかでないときは、百分の〇・七とする。

一 バイオエタノール又はカーボンリサイクルエタノール（それぞれ租税特別措置法第八十一条の七第一項第一号又は第二号に規定するバイオエタノール又はカーボンリサイクルエタノールをいう。次条第一号において同じ。）が混和されたもの、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）第十条第九項に規定する数値

二 エチルーターシャリーブチルエーテル（租

税特別措置法第八十八条の七第一項第三号に規定するエチルーターシャリーブチルエーテルをいう。以下この号及び次条第二号において同じ。）が混和されたもの、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十条第五項に規定する試験方法により測定した場合におけるエチルーターシャリーブチルエーテルの数値に〇・四二三七を乗じて得た数値

（課税対象揮発油に係るエタノールの数量に相当する数量の算出）

第十八条 令第七十四条の二第二十二項第四号に規定する財務省令で定める数値は、同項第三号に掲げる課税対象揮発油（同条第二十一項に規定する課税対象揮発油をいう。）につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値とする。ただし、当該数値が明らかでないときは、百分の〇・七とする。

一 バイオエタノール又はカーボンリサイクルエタノールが混和されたもの、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十条第九項に規定する数値

二 エチルーターシャリーブチルエーテルが混和されたもの、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十条第五項に規定する試験方法により測定した場合におけるエチルーターシャリーブチルエーテルの数値に〇・四二三七を乗じて得た数値

（控除対象揮発油の数量を証する書類等の作成方法）

第十九条 令第七十四条の二第二項に規定する控除対象揮発油の数量を証する書類と同条第十三項に規定する届出書を複写する方法により作成するものとする。

（航空機燃料税の納税申告書の記載事項）

第二十条 令第七十八条第一項の規定の適用を受ける航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）第十四条第一項に規定する航空機の所有者等が同項の規定による申告書を提出する場合における同項の規定の適用については、同項第一号を次のように読み替えるものとする。

一 その月において航空機に積み込まれた航

空機燃料の積込みの場所ごとの数量及びその合計数量

一の二 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第一百五十一号）第七十八条第一項の適用を受けるようとする数量

一の三 第一号の数量から前号の数量を控除した数量（以下この項において「課税標準数量」という。）

（沖縄の区域内にある土地の位置境界の明確化等に伴う資産の譲渡に係る印紙税の非課税に関する確認の申請等）

第二十条の二 令第七十九条第二項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該確認を受けようとする文書（次項において「作成文書」という。）を添付して、これを沖縄総合事務局長又は沖縄防衛局長に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称
二 当該土地又は建物等の所在地
三 当該土地又は建物等の所有者の住所及び氏名又は名称

四 その他参考となるべき事項

二 沖縄総合事務局長又は沖縄防衛局長は、前項の確認の申請があつた場合には、令第七十九条第一項に規定する書面その他の書類によりその作成文書が同項第一号又は第二号に該当するものであることを確認のうえ、その確認の事実を明らかにしなければならない。

三 令第七十九条第二項に規定する財務省令で定める表示の書式は、別表第一のとおりとする。（指定施設の申請）

第二十一条 法第八十条第三項の指定を受けようとする者は、同項の施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を沖縄県知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称
二 当該施設の所在地及び名称
三 当該施設の業態及び設備の状況

四 当該施設における非居住者又は旅客の利用状況

五 当該指定を受けた日以後一年間における当該減税ウイスキー類（令第八十一条第一項に規定する「減税ウイスキー類」をいう。以下この節において同じ。）の販売見込数量

六 その他参考となるべき事項

（指定施設に対する指定の通知等）

第二十二条 沖縄県知事は、法第八十条第三項の規定により当該指定をするとき又は令第八十条第二項若しくは第三項の規定により当該指定をしないとき若しくは指定の取消しをするときは、その旨（当該指定をしないとき若しくは指定の取消しをするとき又は当該指定をするとき又は令第八十条第二項に規定により当該指定をしないとき又はその旨及びその理由）を記載した書類を当該指定の申請者又は当該指定の取消しをされる者に交付しなければならない。

（減税ウイスキー類の割当ての申請）

第二十三条 法第八十条第三項の規定により減税ウイスキー類の割当てを受けようとする者は、その割当てを受けようとする同項の施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を沖縄県税務所長及び沖縄地区税関長に通知する旨事に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称
二 当該施設の所在地及び名称

三 当該施設における減税ウイスキー類の割当てを受けようとする減税ウイスキー類の種類別（品目のある種類の酒類については、品目別）の数量（新たに当該施設に係る営業を開始しようとするときは、当該開始後一年間における販売見込数量）

四 当該施設において申請前一年間に販売した酒類の品目別の数量及びその算定の根拠

五 当該施設において申請前一年間に販売した酒類の品目及び品目別の数量

六 その他参考となるべき事項

（表示の印影の形式等）

第二十四条 法第八十条第四項の表示の印影の形式、令第八十一条第三項の割当証明書の様式及び令第八十四条第一項の表示印の印影の形式は、それぞれ別表第一から別表第四までのとおりとする。（差額課税による納税申告書の記載事項）

第十五条 法第八十一条第一項の規定により課税物品の製造者とみなされた者が提出すべき揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十

条第一項又は地方揮発油税法（昭和三十年法律第一百四号）第七条第一項の規定による申告書には、これらの規定に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該課税物品を船舶又は航空機へ積み込む場所の所在地
二 当該課税物品の仕向先
三 当該課税物品の積込みの年月日

四 法第八十一条第二項の規定により酒類製造者とみなされた者が提出すべき酒税法第三十条の規定による申告書には、同項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該酒類をその用途以外の用途に供した場合その用途以外の用途に供した年月日及び理由
二 当該酒類をその用途に供した年月日及び理由

二 一の当該酒類を譲り渡した場合その譲渡しの年月日及び理由並びにその譲渡先

三 二の当該引取りに係る施設の所在地及び名称

三 三の当該譲受けをしようとする施設の経営者の住所及び氏名又は名称並びに当該施設の所在地及び名称

四 四の当該譲渡しをしようとする減税ウイスキー類の品目及び品目別の数量

五 五の当該譲渡しの年月日及びその理由

六 六のその他参考となるべき事項

（前項の申請書には、減税ウイスキー類の譲受けをしようとする者が作成した書類を次に掲げる事項を記載したもの添附しなければならない。）

一 一の当該譲受けをしようとする者の住所及び氏名又は名称

二 二の当該譲受けに係る減税ウイスキー類をその用途に供しようとする施設の所在地及び名称

三 三の前項の施設に係る法第八十条第三項の指定を受けた年月日

（税務署長は、令第八十八条第二項の承認をしたときは、その旨を沖縄県知事に通知するものとする。）

第二十八条及び第二十九条 削除

(輸出物品販売場に係る消費税の経過措置)

第三十条 令第八十九条の五の規定による届出

は、次に掲げる事項を記載した書面により行う

ものとする。

一 届出者の氏名又は名称及び納税地

二 消費税法の施行に伴う関係政令の整備等に

関する政令(昭和六十三年政令第三百六十一

号)第十九条の規定による改正前の令第九十

八条の規定による承認を受けた同条に規定す

る輸出物品販売場の所在地及び当該承認を受

けた年月日

三 その他参考となるべき事項

令第八十九条の五の規定により消費税法施行

令(昭和六十三年政令第三百六十号)第十八条

第二項第二号に規定する輸出物品販売場とみな

される輸出物品販売場において、同条に規定す

る合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの

家族が消費税法(昭和六十三年法律第八百八号)

第八条第一項に規定する物品を購入する場合に

おける同項の規定の適用については、消費税法

(酒類の種類に関する経過措置)

施行令第十八条第二号中「書類」とある

のは、「書類(その者の身分を明らかにする事

項を付記したものに限る。)」と読み替えるもの

とする。

第三十一条 令第九十条第一項に規定する大蔵省

令で定める日は、昭和四十八年五月十四日とす

る。

第三十二条 法の施行の際沖縄の酒税法(一千九百五十二年立法第十一号)以下この条において「沖縄酒税法」という。の規定により酒類の製造免許を受けた者は、当該免許に係る酒類のうち施行日前三年間に製造した酒類に相当する酒税法の種類又は品目の酒類につき、施行日に同法の規定により酒類の製造免許を受けたもののみなす。この場合において、当該免許に係る酒類の種類又は品目が同法のリキュー類又はスピリッツ若しくはその他の雑酒であるときは、当該製造した酒類の製造免許を受けたもののみなす。この場合において、当該免許に係る酒類の条件が附されたもののみなす。

二 法の施行の際沖縄酒税法又は酒類消費税法(一千九百五十二年立法第十一号)の規定により次の表の上欄に掲げる免許を受けたものとみなす。当該下欄に掲げる免許を受けたものとみなす。

第三十三条 令第一百四条第一項に規定する大蔵省

令で定める事項は、次に掲げる事項(その者が

同項の小売業又は販売業を営む者である場合

は、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。)

第三十四条 令第一百四条第一項に規定する大蔵省

令で定める日は、昭和四十八年五月十四日とす

る。

第三十五条 令第一百三条第三項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称

二 当該指定を受けようとする場所の所在地及び名称

三 当該指定を受けようとする理由

四 その他参考となるべき事項

(たばこの廃棄の承認の申請等)

第三十六条 令第一百四条第一項に規定する大蔵省

令で定める事項は、次に掲げる事項(その者が

同項の小売業又は販売業を営む者である場合

は、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。)

第三十七条 沖縄の石油ガス税法(一千九百七十年立法第二百二十三号)第二十六条の規定によりし

た表示及び沖縄の石油ガス税法施行規則(一千九百七十年規則百四十七号)第一条第二項の規

定によりした表示は、当分の間、沖縄県の区域

においては、石油ガス税法(昭和四十一年法律第

百五十六号)第二十二条に規定する表示及び石

油ガス税法施行令(昭和四十七年政令第五号)

第一条第二項に規定する表示とみなす。

第三十八条 削除

第二章 関税等

第三十九条 削除

(販売記録票の記載事項等)

第四十条 令第一百九条第三項に規定する財務省

令で定める事項は、次に掲げる事項とする。た

だし、沖縄地区税関長は、同条第一項に規定す

る指定物品の種類その他の事情により、これら

の事項のうちに同条第三項に規定する販売記録

票(以下次条までにおいて「販売記録票」とい

う。)に記載させる必要がないと認めるものが

あるときは、その必要がないと認める事項の記

載を省略させることができる。

二 当該製造場であつた場所又は前項の指定を

務署長に提出しなければならない。

三 申請者の住所及び氏名又は名称

四 その他の参考となるべき事項

第五章 第二節 税理士関係

第三十九条 削除

(受験資格の特例)

第四十条 令第一百九条第三項に規定する財務省

令で定める事項は、次に掲げる事項とする。た

だし、沖縄地区税関長は、同条第一項に規定す

る指定物品の種類その他の事情により、これら

の事項のうちに同条第三項に規定する販売記録

票(以下次条までにおいて「販売記録票」とい

う。)に記載させる必要がないと認めるものが

あるときは、その必要がないと認める事項の記

載を省略させることができる。

第三十九条 令第一百四条第一項に規定する大蔵省

令で定める事項は、次に掲げる事項(その者が

同項の小売業又は販売業を営む者である場合

は、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。)

第四十一条 令第一百九条第六項に規定する税関の確認は、沖縄地区税関長があらかじめ指定した場所及び時間において受けなければならぬ。

2 法の施行の際沖縄酒税法又は酒類消費税法

(一千九百五十二年立法第十一号)の規定により

次の表の上欄に掲げる免許を受けたものとみなす。

当該下欄に掲げる免許を受けたものとみなす。

第三十九条 削除

(税理士法第五条の規定による税関の確認)

第三十九条 削除

(税理士法第五条の規定による税關の確認)

沖縄酒税法又は酒類消費税の規定による	税法の規定による免許	酒類の輸入免許	酒類の販売業免許
酒母の製造免許	酒母の製造免許	酒母の製造免許	酒母の製造免許

税法の規定による免許	酒類の輸入免許	酒類の販売業免許	酒類の販売業免許
もろみの製造免許	もろみの製造免許	もろみの製造免許	もろみの製造免許

このじの製造免許	このじの製造免許	このじの製造免許	このじの製造免許
酒類の販売業免許	酒類の販売業免許	酒類の販売業免許	酒類の販売業免許

酒類の販売業免許	酒類の販売業免許	酒類の販売業免許	酒類の販売業免許
もろみの製造免許	もろみの製造免許	もろみの製造免許	もろみの製造免許

このじの製造免許	このじの製造免許	このじの製造免許	このじの製造免許
酒類の販売業免許	酒類の販売業免許	酒類の販売業免許	酒類の販売業免許

酒類の販売業免許	酒類の販売業免許	酒類の販売業免許	酒類の販売業免許
もろみの製造免許	もろみの製造免許	もろみの製造免許	もろみの製造免許

このじの製造免許	このじの製造免許	このじの製造免許	このじの製造免許
酒類の販売業免許	酒類の販売業免許	酒類の販売業免許	酒類の販売業免許

<tbl_header

税理士、税務代理人、弁護士、税理士法第五条 公認会計士、会計士補又は計理士の業務の補助の事務 弁理士、司法書士又は行政書士	税理士法第五条 に規定する業務	第一項第一号に規定する業務
2 沖縄税理士法附則第二十九項の規定により税理士試験を受けることができる者とされてい た事務又は業務に従事した者に係る税理士法附則第三十一項の規定の適用については、次の表 の上欄に掲げる事務にもつぱら従事した期間又は業務に従事した期間は、それぞれ同表の下欄 に掲げる事務にもつぱら従事した期間又は業務に従事した期間とみなす。	官公署における政府税理士法附則第三十一項 又は市町村税に関する第一号に規定する事務に 事務にもつぱら従事しもつぱら従事した期間 に従事した期間とみなす。	官公署における政府税理士法附則第三十一項 に規定する業務に従事した期間とみなす。

（試験科目の一部の免除の特例） 所得税法 法人税法 租税徵収法 簿記論 財務諸表論	（登録のための講習） 所得税法 法人税法 国税徵収法 簿記論 財務諸表論	（登録のための講習） 所得税法 法人税法 国税徵収法 簿記論 財務諸表論
第四十四条 令第二百二十七条第五項に規定する財務省令で定める科目は、次の表の上欄に掲げる 沖縄税理士法第六条に規定する税理士試験の試 験科目につき、それぞれ同表の下欄に掲げる税 理士法第六条に規定する税理士試験の試験科目 に従事した期間とする。	官公署における政府税理士法附則第三十一項 又は市町村税に関する第一号に規定する事務に 事務にもつぱら従事しもつぱら従事した期間 に従事した期間とみなす。	官公署における政府税理士法附則第三十一項 に規定する業務に従事した期間とみなす。
第四十五条 令第二百二十七条第七項に規定する税 法に関する講習（以下この条において「講習」と いう。）は、国税庁長官又は国税庁長官の承 認を受けた機関が実施する税法に関する法令の 講習とする。	官公署における市町村税に関する事務のうち市 町村民税、事業税若しくは固定資産税の賦課又 はこれらに関する法律の立案する事務	官公署における市町村税に関する事務のうち市 町村民税、事業税若しくは固定資産税の賦課又 はこれらに関する法律の立案する事務
2 沖縄の大学等（沖縄税理士法第五条第一項第 九号に規定する大学等をいう。）における職又 は官公署における沖縄の政府税若しくは市町村 税に関する事務に従事した者に係る税理士法第 八条の規定の適用については、次の表の上欄に 掲げる職又は事務は、それぞれ同表の下欄に掲 げる職又は事務とみなす。	市町村税法のうち固定資 産税に関する部分	市町村税法のうち固定資 産税に関する部分

3 講習を受けようとする者は、別紙様式第一 によるとおり受講申請書に次の書類を添附し、受 講申請書の受付期間内に、沖縄国税事務所長を経由 して国税庁長官に対し又は国税庁長官の承認を受け た機関に對して提出しなければならない。	（登録に関する書類の引継等） 2 沖縄国税事務所長は、前項の通知書を受理し たときは、当該通知書を受理したことを証する 書面を当該税理士業務を行なう旨を記載した通知 書を那覇地方裁判所の管轄区域内にある弁護士 会を経由して、沖縄国税事務所長に提出しなけ ればならない。	（登録に関する書類の引継等） 2 沖縄国税事務所長は、前項の通知書を受理し たときは、当該通知書を受理したことを証する 書面を当該税理士業務を行なう旨を記載した通知 書を那覇地方裁判所の管轄区域内にある弁護士 会を経由して、沖縄国税事務所長に提出しなけ ればならない。
一 令第二百二十七条第一項又は第二項の規定に より税理士となる資格を有することとなる者 に該当することを証する書面	（通関士講習） 第二節 通関業関係	（通關士講習） 第二節 通關業關係
第四十九条 令第二百三十条第一項に規定する大蔵 省令で定める講習は、大蔵大臣が通關業法（昭和 二十六年大蔵省令第五十五号）第八条の規定の 適用については、同条に規定する事務に従事し ていた者とみなす。	（登録に関する書類の引継等） 2 沖縄の政府税又は市町村税に関する行政事務 に従事していた者は、税理士法施行規則（昭和 二十六年大蔵省令第五十五号）第八条の規定の 適用については、同条に規定する事務に従事し ていた者とみなす。	（登録に関する書類の引継等） 2 沖縄の政府税又は市町村税に関する行政事務 に従事していた者は、税理士法施行規則（昭和 二十六年大蔵省令第五十五号）第八条の規定の 適用については、同条に規定する事務に従事し ていた者とみなす。

第五十条 令第二百三十二条第一号ロに規定する大 蔵省令で定める者は、税關貨物取扱人（令第二百 二十九条第一項に規定する税關貨物取扱人をい う。次条及び第五十二条第二項において同じ。） の從業者（当該税關貨物取扱人が法人である場 合には、その常勤の役員を含む。）のうち次に 掲げる者以外の者とする。 （常用の從業者）	4 二履歴書 4 国税庁長官又は国税庁長官の承認を受けた機 関は、講習の課程を修了した者に対し、その旨 を証する証書を交付する。
第五十一条 令第二百三十三条第一項に規定する一 月当たりの給与の額は、賃金、給料、手当その 他のかかる名称であるかを問わず、税關貨物取 扱人によりその從業者に対し労働の対償として 支払われるものとして定められたもののうち、 時間外労働に対するもの、臨時的なもの、実費 弁償的なもの、福利厚生的なもの、奨励金的な もの、通貨以外のもので支払われるもの及び賞 与を除いたものとする。 （勤続年数の計算）	2 大蔵大臣は、講習の初日の二月前までに、講 習実施の日時及び場所並びに受講申請書の受付 期間その他講習の受講に関し必要な事項を、官 府税に関する法律の立案に関する事務
第五十二条 令第二百三十三条第一項に規定する勤 続年数は、同項の從業者又は指定從業者（以下 「指定從業者等」という。）が、離職の時におい て公報をもつて公告したことを証する書面	3 講習を受けようとする者は、別紙様式第二 号に規定する事務のうち税理士法第八条第一 項第二号に規定する税理士業務を行なうう る事務のうち税理士法第八条第一項第五号に規 定する税理士業務又はこれらの政 府税に関する法律の立案に関する事務
第五十三条 令第二百三十三条第一項に規定する勤 続年数は、同項の從業者又は指定從業者（以下 「指定從業者等」という。）が、離職の時におい て公報をもつて公告したことを証する書面	4 二履歴書 4 国税庁長官又は国税庁長官の承認を受けた機 関は、講習の課程を修了した者に対し、その旨 を証する証書を交付する。

てその者を雇用していた通関業者の業務に引き続き従業者として従事した期間について計算するものとする。

前項の勤続年数の計算は、指定従業者等が従業者となつた日の属する月から離職した日の属する月までの月数による。

ただし、税関貨物取扱人が定める休職（業務上の傷病による休職を除く）、出勤停止その他これらに準ずる事由により現実に業務に従事することを要しない期間のある月（現実に業務に従事することを要する日のあつた月を除く）が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（当該月数が一月未満であるときは、その月数を、当該月数に一月未満の端数があるときは、その端数をそれぞれ切り捨てて計算した月数）を除算する。

前項の規定により計算した勤続年数に一年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

（請求書に添附すべき書類）第五十三条 第百三十五条第二項に規定する大蔵省令で定める書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる書類とする。

一 法人である指定廃止業者（令第百三十二条第一項に規定する指定廃止業者をいう。次号において同じ）次に掲げる書類

イ 昭和四十五年及び昭和四十六年中に終了した事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書

ロ 昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの期間における税関貨物取扱人による収入金額に係る明細書

ハ 昭和四六年中に令第百三十二条第一項の各従業者に支払った各月ごとの給与に関する明細書

二 本ホその他参考となるべき事項を記載した書類

イ 昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの期間及び昭和四十五年四月一日から昭和四六年三月三十一日までの期間における税関貨物取扱人による収入金額及び事業所得に係る明細書

ロ 前号ハから本までに掲げる書類

三 指定従業者（令第百三十二条第二項に規定する指定従業者をいう。）次に掲げる書類

イ 昭和四十六年中に支給された各月ごとの給与に関する明細書

ロ 第一号ニ及びホに掲げる書類

1 この省令は、昭和五十七年五月一日から施行する。

附 則（昭和五七年五月一五日大蔵省令第三号）抄

この省令は、昭和五十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和五八年五月一四日大蔵省令第三〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年四月一三日大蔵省令第五五号）抄

この省令は、昭和五十九年四月三日から施行する。

附 則（昭和六三年一二月三〇日大蔵省令第五三号）抄

この省令は、昭和六三年一二月三十日から施行する。

附 則（昭和六四年四月二六日大蔵省令第二八号）抄

この省令は、昭和四八年四月二十六日から施行する。

附 則（昭和五二年五月一三日大蔵省令第一九号）抄

この省令は、昭和五二年五月一日から施行する。

附 則（昭和五三年三月三一日大蔵省令第一九号）抄

この省令は、昭和五三年三月三日から施行する。

附 則（昭和五四年三月三一日大蔵省令第一九号）抄

この省令は、昭和五四年三月三日から施行する。

附 則（昭和六三年一二月三〇日大蔵省令第五四号）抄

この省令は、昭和六三年一二月三十日から施行する。

附 則（平成元年四月六日大蔵省令第四三号）抄

この省令は、平成元年四月六日から施行する。

附 則（平成元年四月六日大蔵省令第四四号）抄

この省令は、平成元年四月六日から施行する。

附 則（平成二年三月三一日財務省令第一八号）抄

この省令は、平成二年三月三日から施行する。

附 則（平成二年三月三一日財務省令第二一号）抄

この省令は、平成二年三月三日から施行する。

附 則（平成二年三月三一日財務省令第三三号）抄

この省令は、平成二年三月三日から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日財務省令第三五号）抄

この省令は、平成二七年三月三日から施行する。

附 則（平成三年六月七日大蔵省令第三四号）抄

この省令は、平成三年十月一日から施行する。

附 則（平成六年四月二二日大蔵省令第四七号）抄

この省令は、平成六年五月一日から施行する。

附 則（平成二年八月二一日大蔵省令第一号）抄

この省令は、平成二年八月二日から施行する。

附 則（平成一三年一〇月一七日財務省令第五八号）抄

この省令は、平成一四年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年一二月二八日財務省令第九〇号）抄

この省令は、公認会計士法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成十八年一月一日）から施行する。

附 則（平成一九年八月三一日財務省令第四六号）抄

この省令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十号）の施行の日（平成十九年九月一日）から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日財務省令第二一号）抄

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日財務省令第一八号）抄

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日財務省令第一一号）抄

この省令は、平成二十二年三月三日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日財務省令第一三号）抄

この省令は、平成二二年三月三日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日財務省令第一四号）抄

この省令は、平成二二年三月三日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日財務省令第一五号）抄

この省令は、平成二二年三月三日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日財務省令第一六号）抄

この省令は、平成二二年三月三日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日財務省令第一七号）抄

この省令は、平成二二年三月三日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日財務省令第一八号）抄

この省令は、平成二二年三月三日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日財務省令第一九号）抄

この省令は、平成二二年三月三日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日財務省令第二〇号）抄

この省令は、平成二二年三月三日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日財務省令第二一号）抄

この省令は、平成二二年三月三日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日財務省令第二二号）抄

この省令は、平成二二年三月三日から施行する。

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

別表第三（第二十四条関係）

**（施行期日）抄
第一条** この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

1 (施行期日)
この省令は、令和二年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。
(施行期日)

第十七七条の二 改正令附則第六十七七条の規定によりなその効力を有するものとされる改正令第十二条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）第六十三条の四の規定に基づく第九条の二の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令第十二条の四の規定は、なおその効力を有する。

（施行期日）
1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。
（附則告白）

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

二六号) 附則(令和四年三月三一日財務省令第



局長
非課税
(明確化法第 条該當)
印紙税法上の表示

縦四十四ミリメートル
横五十五ミリメートル

別表第3(第三百四十四条他)		表	別紙イニシエー特別取扱書類
割 当 証 明 書 号			
割 当 年 月 日			
割当を受けた者の氏名又は本名			
割当を受けた者の住所			
被用印の文字・顔を识别するための記載			
割当年度の区分	前年	割当年度	現年
(1) 割当年数	年	月	日
(2) 割 当 算 額	円		
被用印(別紙イニシエー特別取扱書類第3条第4項のイニシエー特別取扱書類)の記載			
(1) 別紙イニシエー特別取扱書類 平成 年 月 日			
(2) 権 準 法 平成 年 月 日			
被用印(別紙イニシエー特別取扱書類第3条第4項のイニシエー特別取扱書類)の記載			
(1) 別紙イニシエー特別取扱書類 平成 年 月 日			
(2) 権 準 法 平成 年 月 日			

別表第四（第二十四条関係）



長径
短径
四十ミリメートル
三十ミリメートル

(5) 別紙様式第一（用紙の大きさは日本産業規格B列

別紙様式第一(用紙の大きさは日本産業規格B5(6)													
(表 面)													
受 講 申 請 書													
□ 受 講 番 号													
年 月 日													
氏 名													
施													
沖縄の復帰に伴う税関税制法令の適用の特別措置等に関する省令第45条第1項に規定する講習を受けたいので、関係書類を添えて受講を申請します。													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">氏 名</td> <td style="width: 15%;">名(ふりがな)</td> <td style="width: 15%;">性 別</td> <td style="width: 15%;">生 年 月 日</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>男・女</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">住 所</td> <td colspan="2">本 権</td> </tr> </table>		氏 名	名(ふりがな)	性 別	生 年 月 日			男・女	年 月 日	住 所		本 権	
氏 名	名(ふりがな)	性 別	生 年 月 日										
		男・女	年 月 日										
住 所		本 権											
沖縄税理士法の規定による 税理士試験に合格した。 (年 月)													
税理士試験の受験料を全部免除された。 (年 月)													
税理士登録の許可を受けた。 (年 月)													
税理士試験委員会の認定を受けた。 (年 月)													
□ 受 講 番 号													
年 月 日													
氏 名(ふりがな)													
生 年 月 日													
年 月 日													
性 別													
男・女													

(裏)

(表) 用		理 治 病 施																													
注 意		氏 名(ふりがな)		性 别	生 年 月 日	※ 受 講 番 号																									
				男・女	年 月 日																										
1 この受講票は、講習を受ける場合には必ず持参し、係員の請求にしたがつて提出してください。		<p>(写真)</p> <p>1. 写真は、受講申請前6ヶ月以内に撮影した紙45mm×横35mmの大きさのものを持ってください。</p> <p>2. 写真は、裏面に住所を記入した上で、全面にのり付けしてください。</p>				<p>緊急の場合等の連絡先を記入してください。勤務先の所名、名前、電話番号等</p> <p>電話()</p>																									
この受講票を持参しない場合は、受講できないことがあります。																															
2 この受講票は、講習終了証書の交付を受けるまで大切に保存してください。																															
<p>(受講申講書、受講票及び整理整頓記入心得)</p> <ol style="list-style-type: none"> 名前と会社名を記入してください。 2人以上で、同一箇所で受講する場合は、複数名で記入してください。 氏名、生年月日は、戸籍記載のとおり正確に記載してください。 																															
<p>(年 月 摂 影)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>出 次</th> <th>初 次</th> <th>備 留</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>※</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>※</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>※</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>※</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>※</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>								科 目	出 次	初 次	備 留	※				※				※				※				※			
科 目	出 次	初 次	備 留																												
※																															
※																															
※																															
※																															
※																															

別紙様式第二（用紙の大きさは日本工業規格B列
5）

公 告 号		文 漢 國	
◎	文 論	◎	文 論
四	國	四	國
五	漢	五	漢
六	大	六	大
七	英	七	英
八	美	八	美
九	法	九	法
十	俄	十	俄
十一	德	十一	德
十二	西	十二	西
十三	意	十三	意
十四	波	十四	波
十五	荷	十五	荷
十六	丹	十六	丹
十七	芬	十七	芬
十八	瑞	十八	瑞
十九	諾	十九	諾
二十	匈	二十	匈
二十一	羅	二十一	羅
二十二	希	二十二	希
二十三	猶	二十三	猶
二十四	波	二十四	波
二十五	黎	二十五	黎
二十六	南	二十六	南
二十七	哥	二十七	哥
二十八	芬	二十八	芬
二十九	尼	二十九	尼
三十	哥	三十	哥
三十一	羅	三十一	羅
三十二	哥	三十二	哥
三十三	芬	三十三	芬
三十四	尼	三十四	尼
三十五	哥	三十五	哥
三十六	羅	三十六	羅
三十七	哥	三十七	哥
三十八	芬	三十八	芬
三十九	尼	三十九	尼
四十	哥	四十	哥
四十一	羅	四十一	羅
四十二	哥	四十二	哥
四十三	芬	四十三	芬
四十四	尼	四十四	尼
四十五	哥	四十五	哥
四十六	羅	四十六	羅
四十七	哥	四十七	哥
四十八	芬	四十八	芬
四十九	尼	四十九	尼
五十	哥	五十	哥
五十一	羅	五十一	羅
五十二	哥	五十二	哥
五十三	芬	五十三	芬
五十四	尼	五十四	尼
五十五	哥	五十五	哥
五十六	羅	五十六	羅
五十七	哥	五十七	哥
五十八	芬	五十八	芬
五十九	尼	五十九	尼
六十	哥	六十	哥
六十一	羅	六十一	羅
六十二	哥	六十二	哥
六十三	芬	六十三	芬
六十四	尼	六十四	尼
六十五	哥	六十五	哥
六十六	羅	六十六	羅
六十七	哥	六十七	哥
六十八	芬	六十八	芬
六十九	尼	六十九	尼
七十	哥	七十	哥
七十一	羅	七十一	羅
七十二	哥	七十二	哥
七十三	芬	七十三	芬
七十四	尼	七十四	尼
七十五	哥	七十五	哥
七十六	羅	七十六	羅
七十七	哥	七十七	哥
七十八	芬	七十八	芬
七十九	尼	七十九	尼
八十	哥	八十	哥
八十一	羅	八十一	羅
八十二	哥	八十二	哥
八十三	芬	八十三	芬
八十四	尼	八十四	尼
八十五	哥	八十五	哥
八十六	羅	八十六	羅
八十七	哥	八十七	哥
八十八	芬	八十八	芬
八十九	尼	八十九	尼
九十	哥	九十	哥
九十一	羅	九十一	羅
九十二	哥	九十二	哥
九十三	芬	九十三	芬
九十四	尼	九十四	尼
九十五	哥	九十五	哥
九十六	羅	九十六	羅
九十七	哥	九十七	哥
九十八	芬	九十八	芬
九十九	尼	九十九	尼
一百	哥	一百	哥

別紙様式第三

新規登録	年	月	日
沖縄地方公務員税			
徴 所 長名又は住所			
積付金支給請求書			
沖縄の復興に伴う特別財政調整に関する法律(昭和26年法律第16号)第10条第1項の規定により、下記のとおり給付金の支拂を請求します。			
記			
1. 領収する給付金の額			
税額的合計	円		
税額的合計	円		
計	円		
2. 上記金額の領取人			
印押			

別紙様式第四

新規登録次第	年 月 日
沖縄の伝統文化 挑戦各 段	
伝 真	
氏名又は名前	
※会員登録情報の登録用記入欄	
沖縄の歴史にうり園芸祭会の過去の動向や課題等に関する参考（専門書等） お読みください。参考書は複数冊ある場合は、下記のおり複数冊を複数回申請する事で複数冊の送付を希望します。	
記	
<p>1. 沖縄の歴史に付し「植物栽培」分野の遺産の特別作業等に関する参考書第12回 参考書第13回までの参考書</p> <p>2. 考察する「植物栽培」</p> <p>3. 諸活動実績の理由</p>	